

福岡市救急医療協議会の設置について

1. 設置の目的・経緯

福岡市は多様な医療機能を備えた施設が集中するなど、医療資源には比較的恵まれているものの、医療現場でのマンパワー不足や救急車の頻回出動など、様々な課題が生じており、適正な救急医療体制の維持が困難になりつつある状況にあることから、福岡市医師会長から福岡市長に対し、下記要望等がなされている。

- ・福岡市急患診療事業における「博多・城南・西」診療所の「小児科」標榜の廃止について
(要望) (平成24年2月2日付) 【参考資料1】
- ・福岡市のこれからの救急医療と連携のあり方 ～現状報告と提言～
(平成24年2月6日付) 【参考資料2】

これを受け、福岡市における救急医療全般に係る課題の解決に向けた方策を協議するため、医療関係者、学識経験者、市民代表及び行政で構成する「福岡市救急医療協議会」を設置したところである。

2. 専門部会の設置

「福岡市救急医療協議会」では、協議する専門分野(診療科)が多岐にわたることから、各専門分野(診療科)における需要や緊急性等を考慮し、必要に応じて専門部会を設置して協議検討することとし、各専門部会で協議検討した内容について、本協議会において報告、提案を受け、これを確認の上、承認するものとする。

なお、婦人科救急医療及び小児科救急医療については、福岡市及び近郊における周産期医療機関の機能強化、並びに福岡市立急患診療センター及び同急患診療所の小児患者の増加や出務医師の確保など、それぞれに早期に解決すべき課題を抱えていることから、本協議会に先行して、専門部会(婦人科救急医療体制検討会、小児科救急医療体制検討会)を設置し、関係医療機関と協議を進めている。

3. 福岡市急患診療運営協議会との連携

福岡市が開設する福岡市立急患診療センター及び同急患診療所の運営など急患診療事業については、福岡市医師会、福岡市立病院機構及び福岡市等からなる「福岡市急患診療運営協議会」を設置し、事業の実施に係る要員の確保、施設設備の整備など具体的運営の方法等について協議・検討を行っていることから、「福岡市救急医療協議会」で協議した内容のうち、急患診療事業に関する事項については、「福岡市急患診療運営協議会」へ報告・提案を行うものとする。